

事例分析に学ぶ戦略的IPO(2) —ビジネス上の論点及び決算早期化・子会社管理上の論点—

今回も前回に引き続き、戦略的なIPOの準備を進めるにあたって、よくある質問項目をQ&A形式で解説していきます。第2回目は、まず事業計画の策定や経営管理組織体制、特別利害関係者等との取引など、ビジネス上の論点を取り上げます。次にIPOを進めるに当たって必ず求められてくるタイムリーディスクロージャーに対応するための決算早期化と早期化を実現するためには欠かせない子会社管理に関するよくある質問項目をとりあげます。

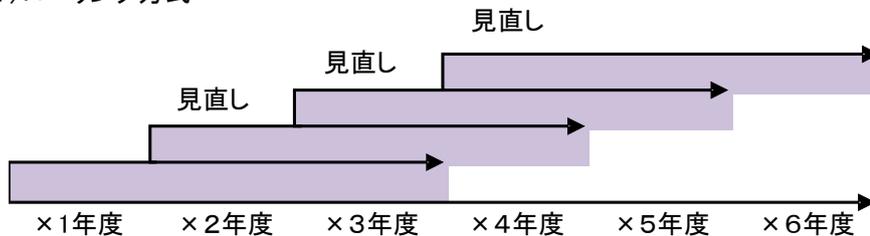
なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。

1. IPOを進めるに当たってのビジネス上のよくある質問項目

Q1 中期経営計画として3ヶ年計画を策定しましたが、昨今は経営の外部環境の変化が激しく、1年目の計画は乖離が生じているため、2年目は当初から分析が困難な状況です。このような場合、どのように対処すればよいでしょうか？

外部環境の変化が激しい昨今においては、当初想定した環境からの変化に対応し、中期経営計画を見直すことにより、計画の合理性を担保することが求められます。そのため、毎期中期経営計画を見直す方法であるローリング方式で毎年3年先までの計画を作成する必要があります。

(図表1)ローリング方式



Q2 当社は、每期予算の下方修正を繰り返しています。上場を目指すに当たって、予算策定の際の留意事項について教えてください。

予算の下方修正を繰り返している場合、投資家に対して信頼性のある業績見込みを作成する能力が乏しいと判断されるばかりでなく、目標を達成する経営能力が乏しいと判断される可能性もあります。このため、予算策定に当たっては、過度に高い目標を設定した予算策定は避けることが必要です。予算は中期経営計画に基づいて、1年間の年度計画をより具体的かつ実効可能なレベルへ詳細化させたものであり、予算統制目的および従業員に対して目標値を明確にするためにも策定が必要になります。

また、予算は策定するだけでなく、予算と実績との差異分析を行い、発生した差異の原因を明らかにすることで、将来の経営意思決定に役立てることも必要です。なお、予算実績比較等を行う際には、企業目標やビジネス戦略の達成状況を定期的にモニタリングできるようにするためにも貴社のビジネスに即した重要な業績指標であるKPI(key performance indicator)を定めておくことも重要です。

Q3 特別利害関係者等との取引について公開審査上は留意が必要であると聞いていますが、特別利害関係者等とはどのような範囲なのか教えてください。

特別利害関係者とは具体的には次のとおり定められています(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第31項イより)。

(図表2)特別利害関係者

- ① 会社の役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という)
- ② 役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社
- ③ 関係会社及びその役員

また、特別利害関係者等とは上記特別利害関係者、人的関係会社とその役員、資本的関係会社とその役員及び大株主10名ならびに金融商品取引業者等(図表3)を加えたものをいいます。

上場審査では、基本的に特別利害関係者等との取引について、取引の解消や取引条件の見直し、人的・資本的グループ関係の見直しといった取引の整備が要求されます。

(図表3)特別利害関係者等

	定義
特別利害関係者	① 会社の役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という) ② 役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社 ③ 関係会社及びその役員
人的関係会社	人事、資金、技術、取引等の関係を通じて実質的に支配している会社あるいは支配されている場合の他の会社をいいます。
資本的関係会社	会社またはその特別利害関係者が議決権の20%以上を実質的に所有している会社、または他の会社またはその特別利害関係者によって議決権の20%以上を実質的に所有されている場合の当該他の会社を言います。つまり、関係している他者なども含めて何らかの形で20%の資本関係を有している場合の会社をいいます。
大株主10名	新規上場申請者の所有株式数の多い順に10名の株主をいいます。
金融商品取引業者等	金融商品取引業者およびその役員ならびに金融商品取引業者の人的関係会社および資本的関係会社をいいます。

Q4 関連当事者の範囲を教えてください。また、Q3の特別利害関係者等との制度の違いがあれば合わせて教えてください。

関連当事者は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「関連当事者の開示に関する会計基準(及び同適用指針)」にその範囲が定められており、関連当事者の範囲は以下のとおりとなっています。

(図表4)関連当事者の範囲

	定義
親会社及び法人主要株主等	① 親会社(議決権50%超被所有)
	② その他の関係会社(申請会社を関連会社としている会社)及びその親会社
	③ 法人主要株主(議決権10%以上保有)
関連会社等	④ 子会社(議決権50%超所有)
	⑤ 関連会社(議決権20%以上所有)及び当該関連会社の子会社
	⑥ 従業員のための企業年金(連結子会社も含む)
兄弟会社等	⑦ 兄弟会社(会社と同一の親会社をもつ会社)
	⑧ その他の関係会社の子会社
	⑨ 法人主要株主が議決権50%超を所有している会社及びその子会社
役員及び個人主要株主等	⑩ 個人主要株主(議決権10%以上保有)及びその近親者
	⑪ 役員及びその近親者
	⑫ ⑩及び⑪の者が議決権50%超を所有している会社及びその子会社
	⑬ 親会社の役員及びその近親者
	⑭ 重要な子会社の役員及びその近親者
⑮ ⑬及び⑭の者が議決権50%超を所有している会社及びその子会社	

特別利害関係者等との取引については、実質基準で定められており、かつ当該取引については取引の解消や取引条件の見直し、人的・資本的グループ関係の見直しといった取引の整備が必要です。

一方、関連当事者との取引については会計基準等で定められており、上場申請のための有価証券報告書(Iの部)や有価証券届出書に関連当事者との取引として開示されるという関係にあります。また、関連当事者との取引は、上場直前期を含め過去5期間が開示されます。関連当事者との取引も特別利害関係者等との取引の整備のスケジュールと同時に、その範囲および取引の内容を網羅的に把握できるように体制を構築して開示を行う必要があります。

(図表5) 特別利害関係者等との取引と関連当事者との取引の制度比較

	特別利害関係者等との取引	関連当事者との取引
適正基準	実質基準	会計基準等
必要なこと	整備が必要	整備のほか開示が必要

Q5 当社は、取締役社長に対して貸付を行っています。当該貸付金は、取締役社長が株式を購入する資金を融通したものです。上場準備に当たって、このような取引は解消する必要があるのでしょうか？

原則として、役員への貸付金は遅くとも公開申請の直前期末、可能な限り直前々期末までに解消することが必要です。

なお、関連当事者等との取引については、関連当事者等との取引を行うことにより、特定の第三者に対して利益を供与するなど会社の利益が流出される可能性があるため、その継続の合理性が厳しく審査されま

す。取引自体は継続する合理性があったとしても、取引条件が著しく申請会社の企業グループに不利であった場合には、会社の利益が流出される可能性があります。また、たとえ申請会社の企業グループに有利であったとしても、その妥当性が無い場合には当該関連当事者等の影響力が著しく高まる可能性があり、健全性を損なう取引とみなされることがあります。

さらに、申請会社の企業グループの財務諸表等をよく見せることだけを目的として、連結対象外の関連当事者その他特定の者を利用した取引が行われる可能性もあるため、開示に与える当該取引の妥当性が検討されます。

Q6 上場準備に当たり、常勤監査役が必要であると言われていています。社内に適切な人がいないため顧問弁護士に依頼しようと思いますが問題ないでしょうか？

資本金5億円以上又は負債200億円以上の大会社でない場合には形式上、監査役が1名いれば会社法上は問題にはなりません。株式上場にあたっては、常勤監査役1名を含む2名以上の監査役の選任が求められます。

さらに、株式上場後に大会社になると、監査役会の設置が義務付けられ、監査役は3名以上とし、その半数以上を社外監査役とすることが義務付けられます。

また、株式上場においては、少なくとも直前期の1年間の監査役(会)の監査実績が審査の対象となります。そのため、直前期の期首までには常勤監査役の選任を終え、監査計画の策定、監査の実施や取締役会への参加、監査調書の作成などを行い、監査役監査の体制を整備・運用することが必要です。

なお、ご質問の例の顧問弁護士は、通常は、他の顧客を有し、業務を行っていると考えられ、常勤性という観点及び会社の業務を監査する立場であることを踏まえると問題があります。

Q7 当社は情報通信機器を製造販売しています。子会社として、社長の奥さんが趣味で飲食店を開いています。
当社との取引はなく、飲食店も小さく影響がでることはありませんが問題ないでしょうか？

関係会社は、決算操作や役員等の利得行為に利用される可能性があるため、その存在の合理性が厳しく審査されます。当該ケースでは、本業とは関係のない子会社であり、基本的にはグループから切り離すことが必要と考えられます。

Q8 証券取引所や主幹事証券会社の審査において、反社会的勢力の排除に関する項目が重要な審査項目になっていると聞いています。反社会的勢力の排除に関して上場準備におけるポイントがあれば教えてください。

会社が反社会的勢力との関与が認められるような場合には、上場会社としての適格性に欠けるため、上場することは認められません。このため、上場申請時には、各証券取引所とも「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」の提出が求められています。

上場準備において求められる取り組みとしては、平成19年6月に政府の犯罪対策閣僚会議が取りまとめた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を参考にしながら体制を整備していくことが有用であると考えられます。

なお、この中の主なポイントとして、①組織としての対応、②外部専門家との連携、③取引を含めた一切の関係遮断、④有事における民事と刑事の法的対応、⑤裏取引や資金提供の禁止という基本原則が定められています。

2. 決算早期化および子会社管理上のよくある質問項目

Q9 当社では決算日程の見直しを考えています。上場を目指す上で目標とすべき決算日程を教えてください。
また、その上で決算早期化を進める上でのポイントがあれば教えてください。

上場企業に求められる開示書類に関して、四半期報告書の提出期限は各期間経過後45日以内、有価証券報告書の提出期限は事業年度経過後3カ月以内と金融商品取引法で決められています。また、各証券取引所では、四半期決算・年度決算について30日以内での決算発表が望ましいとされています。

このため、上場を目指す上ではこれらの法定期日を満たすように決算日程を組んでいく必要があります。

このように、法定開示書類の提出や証券取引所での決算発表には期限があり、四半期決算期や年度決算期末にまとめて決算作業を行うと、期限に間に合わなくなる可能性があるため、決算早期化に当たっては月次決算の精緻化が重要なポイントになります。

また、連結財務諸表を作成する必要がある場合には、連結決算は親会社の経理部門だけではなく、子会社の経理部門や親会社のグループ管理部門等の他部門の協力が不可欠になるため、連結作業を円滑に進められる体制の整備も重要になります。これら以外にも決算早期化を進める上での主なポイントを挙げると(図表6)のとおりです。

(図表6) 決算早期化を進める上でのポイント

ポイント
①決算作業項目・作業分担等の決算作業の現状把握
②具体的な目標日程の設定
③作業項目、作業日程、人員配置のムダの再検討
④トップマネジメントの姿勢(決算早期化へのトップの理解)
⑤管理部門以外の部門からの協力体制の確立
⑥取引先との事前協議や協力体制を確立(請求書、検収書の早期入手)
⑦月次決算の精緻化(決算作業の極小化)
⑧システム対応(個別決算及び連結決算)
⑨関係会社との事前協議及び相互協力(国内及び海外)
⑩人材育成

Q10 当社では月次決算作業を翌月20日頃まで掛けて締めています。上場を進めるに当たっては、どれくらい早期化する必要があるのでしょうか？

月次決算については、翌月10日前後には月次決算を確定させ、予算実績差異分析等の分析結果を15日前後の取締役会で報告できるような体制づくりが必要です。

なお、月次決算のレベルとしては、四半期決算作業や年度決算作業の軽減化も目的にしていることから、出来る限り四半期決算や年度決算の会計処理と同じ会計処理を採用することが望ましい方法ですが、一方で迅速性を害さないように正確性を損なわない範囲で簡便的な会計処理を採用することが必要です。

Q11 当社は人員も限られているため、決算作業の大部分をアウトソーシングしています。上場準備においては、決算作業を内製化させる必要があるのでしょうか？

上場するに当たっては、基本的に決算作業は内製化させる必要があります。これは、経理業務に関しては、基本的に会社が責任を負うべきものであり、インサイダー情報の漏えい防止やディスクロージャー体制の整備の観点からも申請会社自身により経理事務全般について総括することができる体制の確立が求められるからです。

そのため、上場準備の過程で社内における内製化を妨げている要因を把握することからスタートすることが必要です。

なお、個々の経理事務等のアウトソーシングについて、一律に否定されるものではありませんが、経理事務に関する最終処理、経理事務方針の決定等、会社として最終的な判断等が求められるものは内製化させる必要があります。一方で伝票の入力、集計等の重要な判断を伴わない定型的な業務一部アウトソーシングする場合など、アウトソーシングがどこまでの範囲認められるのかについては、各社の実情に応じて慎重に検討する必要があります。

Q12 子会社及び関連会社の決算期が親会社と異なっています。各社の決算期はすべて統一する必要がありますか？
また、会計方針については統一する必要がありますか？

連結グループの決算期に関しては、子会社の決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間取引上の重要な不一致について必要な整理を行うことで、子会社の決算を基礎として連結決算を行うことができます。これに対して3か月を超える場合には仮決算を行う必要があります。仮決算を行う場合には、本決算とほぼ同様の作業負担等がかかることから、決算期が異なる場合、通常は連結決算日の3か月以内に子会社決算日を変更することが早期化を考えた場合には必要です。

連結グループの会計方針に関しては、原則として統一しなければなりません。なお、「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」(監査委員会報告56号)において、原則として統一すべき会計処理と必ずしも統一を必要としない会計処理が具体的に示されています。

(図表7)原則として統一すべき会計処理

原則として統一すべき会計処理
①資産の評価基準
②繰延資産の処理方法
③引当金の計上基準
④営業収益の計上基準

(図表8)必ずしも統一を必要としない会計処理

必ずしも統一を必要としない会計処理
①資産の評価方法
②固定資産の減価償却方法

Q13 連結決算作業を進める中で、子会社及び関連会社からの各種情報を収集する連結パッケージが重要という話を聞きました。このパッケージによりどのような情報を収集すべきなのでしょう？また、これを子会社管理に役立てることは可能でしょうか？

連結決算を行うに当たって、単純に子会社の決算書を入手するだけでは、勘定科目体系等の違いを調整しなければならず、余計な手間がかかることとなります。このため、通常は連結財務諸表を作成するに当たって、連結パッケージを利用して子会社から連結に必要な情報を収集します。すなわち連結パッケージとは、連結決算用のデータを収集するための資料であり、この連結パッケージの内容の例としては、以下の(図表9)に示すとおりです。

これらの情報の中に追加で例えば、以下の(図表10)に示すような追加依頼情報を入れることによって子会社管理に役立てることは十分可能となります。ただし、連結パッケージに過度に追加情報を求めることは、一方で子会社の負担にもなるためバランスを取った形で進める必要があります。

(図表9)連結パッケージの内容(例)

連結パッケージの内容(例)
①貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書等の財務データ
②会計方針
③注記項目等に関する基礎データ
・リース関連情報
・税金関連情報(税効果含む)
・金融商品関連情報(デリバティブを含む)
・CF情報(固定資産購入・売却、預金関連)
・偶発債務
・担保資産
・資産除去債務 等
④関係会社間取引高および債権債務
⑤IFRSもしくはUS-GAAPとの相違点
⑥その他

(図表10)子会社管理への貢献情報(例)

子会社管理への貢献情報(例)
①受注情報
②発注情報
③新規顧客情報
④人事情報
⑤資金繰り情報
⑥投資計画情報
⑦その他

以上

太陽ASG有限責任監査法人

公認会計士 土居一彦
text : kazuhiko doi